

# 産業廃棄物最終処分場の廃止から跡地指定等に係る流れについて

## 埋立終了届

埋立を終了した日から30日以内に知事に届出  
【法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第4項】  
※平成4年7月4日制度開始

2年以上の環境モニタリング

## 廃止確認申請

【最終処分場の廃止】  
最終処分場の状況が技術上の基準に相当していることを都道府県が確認した際に限り最終処分場を廃止することができる。  
【第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第5項】  
※平成10年6月16日制度開始

【廃止基準(主なもの)】

- ・現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。
- ・埋立地からガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められない。
- ・集排水設備により集められた保有水等の水質調査の結果が2年以上にわたり排水基準等に適合していると認められること。

## 指定区域の指定

廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削等の土地形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある区域を指定区域として指定(告示)

### 【埋立て地の区分】

- ① 廃止の確認を受けて廃止された一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地【令第13条の2第1号】
- ② 廃止の確認の制度の施行日(平成10年6月16日)より前に、廃止の届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地【令第13条の2第2号】
- ③ 廃棄物処理法に基づく設置届出がされた一般廃棄物又は産業廃棄物の最終処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止の届出の制度の施行日(平成4年7月4日)より前に廃止されたもの【令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第1号】
- ④ 市町村又は廃棄物処理業者(処分業の用に供するものに限る)が設置したミニ処分場又は旧処分場に係る廃棄物埋立地のうち、廃止されたもの【令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号】
- ⑤ 法に基づく措置命令又は行政代執行等に基づき遮水工封じ込め措置又は原位置封じ込め措置等が講じられた廃棄物埋立地【令第13条の2第3号ロ】

## 土地の形質変更届

指定区域内において土地の形質を変更しようとする者は、着手の30日までに都道府県知事に届出【法第15条の19】

都道府県知事は届出を受理した日から30日間に限り、土地の形質変更の施行方法等に関し、計画の変更を命ずることができる。

## 指定区域の解除

指定区域内の廃棄物が完全に撤去されるか、又は分解・安定化し、ガスや水質が通常の土地と大差がなくなった際には指定を解除するものとする。(告示)